

熊原第21-042号  
令和3年11月8日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号  
原子燃料工業株式会社  
代表取締役社長 伊藤 義章

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び  
工事の計画の軽微な変更の届出書

令和3年5月24日付け原規規発第2105241号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第5項の規定に基づき、別紙のとおり軽微な変更を届け出ます。

## 別 紙

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社  
住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号  
代表者氏名 代表取締役社長 伊藤 義章

### 2. 変更に係る加工施設の概要

成型施設の建物・構築物

### 3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年5月24日  
認可番号 原規規発第2105241号

### 4. 変更の内容



- (1) 「別表ハ-2-1-1 (1/2)」及び「図ハ-2-1-3-1」の外壁の位置・部位の表記について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 「図ハ-2-1-4-6 (2)」の建具の仕様(型式)について、添付2に示すとおりとする。
- (3) 「図ハ-2-1-4-22」の使用材料の寸法の表記について、添付3に示すとおりとする。
- (4) 「第ハ-2表」の検査の方法に係る判定基準について、添付4に示すとおりとする。

### 5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、外壁の位置・部位の表記を適正化するものであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (2) 本変更の理由は、建具の仕様(型式)の表記を適正化するものであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (3) 本変更の理由は、使用材料の寸法の表記を適正化するものであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (4) 本変更の理由は、検査の方法に係る判定基準の記載を適正化するものであり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の2第2項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

添付 1

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)					変更後					変更理由		
別表ハ-2-1-1 (1/2) 第2加工棟の改造の仕様 (外壁の改造)					別表ハ-2-1-1 (1/2) 第2加工棟の改造の仕様 (外壁の改造)					改造を行う外壁の位置・部位の表記を適正化するため。 なお、当該箇所の設計においては、4階はり型部も含めて評価を実施しており、図面上も4階はり型部に配筋等を図示しているため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。		
改造項目	位置・部位		使用材料	員数	対応図	改造項目	位置・部位		使用材料		員数	対応図
外壁の改造 (外壁の増し打ち)	西面外壁 (1階) 1通り A-B 通り間 及び C-D 通り間 (耐震)	基礎はり型部	[ダッシュボックス]	1	図ハ-2-1-1-3~図ハ-2-1-1-10 図ハ-2-1-3-1~図ハ-2-1-3-2 (工事概要図、耐震壁配筋図)	外壁の改造 (外壁の増し打ち)	西面外壁 (1階) 1通り A-B 通り間 及び C-D 通り間 (耐震)	基礎はり型部	[ダッシュボックス]		1	図ハ-2-1-1-3~図ハ-2-1-1-10 図ハ-2-1-3-1~図ハ-2-1-3-2 (工事概要図、耐震壁配筋図)
		壁部						壁部				
		2階はり型部						2階はり型部				
		柱型部						柱型部				
西面外壁 (2階及び3階) 1通り B-C間 (耐震)	2階及び3階はり型部	[ダッシュボックス]	1	図ハ-2-1-1-3~図ハ-2-1-1-10 図ハ-2-1-3-1~図ハ-2-1-3-2 (工事概要図、耐震壁配筋図)	外壁の改造 (外壁の増し打ち)	西面外壁 (2階及び3階) 1通り B-C間 (耐震)	2階、3階及び4階はり型部	[ダッシュボックス]	1	図ハ-2-1-1-3~図ハ-2-1-1-10 図ハ-2-1-3-1~図ハ-2-1-3-2 (工事概要図、耐震壁配筋図)		
	2階及び3階壁部						2階及び3階壁部					
	2階及び3階柱型部						2階及び3階柱型部					

変更理由	変更後	変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)
<p>改造を行う外壁の位置・部位の表記を適正化するため。          なお、当該箇所の設計において、4階はり型部も含めて評価を実施しており、図面上も4階はり型部に配筋等を図示しているため、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>	<p style="text-align: center;">127</p>  <p style="text-align: center;">(単位: mm)</p>	<p style="text-align: center;">127</p>  <p style="text-align: center;">(単位: mm)</p>

添付 2

変 更 前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可)	変 更 後	変更理由
<div data-bbox="216 195 1288 1560" style="border: 1px dashed black; height: 650px; width: 361px;"></div> <p data-bbox="1181 1577 1308 1608">(単位：mm)</p> <p data-bbox="276 1654 1205 1686">図ハ-2-1-4-6 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 2</p> <p data-bbox="715 1955 759 1980">287</p>	<div data-bbox="1406 195 2478 1560" style="border: 1px dashed black; height: 650px; width: 361px;"></div> <p data-bbox="2377 1577 2504 1608">(単位：mm)</p> <p data-bbox="1475 1654 2404 1686">図ハ-2-1-4-6 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 2</p> <p data-bbox="1920 1955 1964 1980">287</p>	<p data-bbox="2546 195 2822 569">既設の建具の仕様 (型式) の表記を適正化するため。          なお、火災評価に該当する項目であるが、特定防火設備の作動方式のみの適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

添付 3





添付 4

変更理由	検査の方法に係る判定基準の記載を適正化するため。 なお、当該表中の判定基準に用いる表番号の記載の適正化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。
------	--

変更後 693	第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（7/12）																																									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">検査の項目</th> <th style="width: 10%;">検査の方法<sup>(1)(2)(4)</sup></th> <th style="width: 60%;">判定基準<sup>(3)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">                     a. 第2加工棟                      ⑦防火区画等の改造                      (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)                 </td> <td rowspan="2">検査7-1</td> <td>材料</td> <td>防火区画に設置する防火シャッタの防火性能を関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火シャッタのスラット板厚さが1.5 mm以上であること。</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>防火シャッタの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火シャッタの形状及び寸法が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">検査7-2</td> <td>外観</td> <td>防火シャッタの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火シャッタに使用上有害な傷及び変形がないこと。</td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>防火シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火シャッタの配置が図ハ-2-1-4-3のとおりであること。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>防火シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火シャッタの員数が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。</td> </tr> <tr> <td>作動</td> <td>防火シャッタが火災報知設備連動自動閉鎖式であることを確認する。(改造)</td> <td>煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、防火シャッタが自動で閉止すること。</td> </tr> <tr> <td>作動</td> <td>防火シャッタの危害防止機構が、正常に作動することを確認する。</td> <td>シャッタ降下時に座板に人が接触した際、即座に降下停止する機構であること。</td> </tr> <tr> <td>検査7-3</td> <td>材料</td> <td>防火区画壁、防火板、防火区画床の材料を関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火区画壁、防火板、防火区画床の材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">検査7-4</td> <td>外観</td> <td>設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。</td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床が火災区域及び火災区画に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-1-3<u>8</u>及び図ハ-2-1-1-3<u>9</u>のとおりであること。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>防火区画壁、防火板、防火区画床の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火区画壁、防火板、防火区画床の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。                  (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。                  (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。                  (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。</p>	検査の項目	検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>	判定基準 <sup>(3)</sup>	a. 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)	検査7-1	材料	防火区画に設置する防火シャッタの防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタのスラット板厚さが1.5 mm以上であること。	寸法	防火シャッタの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの形状及び寸法が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。	検査7-2	外観	防火シャッタの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタに使用上有害な傷及び変形がないこと。	配置	防火シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの配置が図ハ-2-1-4-3のとおりであること。	員数	防火シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの員数が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。	作動	防火シャッタが火災報知設備連動自動閉鎖式であることを確認する。(改造)	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、防火シャッタが自動で閉止すること。	作動	防火シャッタの危害防止機構が、正常に作動することを確認する。	シャッタ降下時に座板に人が接触した際、即座に降下停止する機構であること。	検査7-3	材料	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料を関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。	検査7-4	外観	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	配置	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床が火災区域及び火災区画に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-1-3 <u>8</u> 及び図ハ-2-1-1-3 <u>9</u> のとおりであること。	員数	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。
検査の項目	検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>	判定基準 <sup>(3)</sup>																																								
a. 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)	検査7-1	材料	防火区画に設置する防火シャッタの防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタのスラット板厚さが1.5 mm以上であること。																																						
		寸法	防火シャッタの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの形状及び寸法が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。																																						
	検査7-2	外観	防火シャッタの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタに使用上有害な傷及び変形がないこと。																																						
		配置	防火シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの配置が図ハ-2-1-4-3のとおりであること。																																						
		員数	防火シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの員数が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。																																						
		作動	防火シャッタが火災報知設備連動自動閉鎖式であることを確認する。(改造)	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、防火シャッタが自動で閉止すること。																																						
		作動	防火シャッタの危害防止機構が、正常に作動することを確認する。	シャッタ降下時に座板に人が接触した際、即座に降下停止する機構であること。																																						
	検査7-3	材料	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料を関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。																																						
	検査7-4	外観	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。																																						
		配置	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床が火災区域及び火災区画に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-1-3 <u>8</u> 及び図ハ-2-1-1-3 <u>9</u> のとおりであること。																																						
		員数	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。																																						

変更前 (令和3年5月24日付け 原規規発第2105241号にて認可) 693	第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（7/12）																																									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">検査の項目</th> <th style="width: 10%;">検査の方法<sup>(1)(2)(4)</sup></th> <th style="width: 60%;">判定基準<sup>(3)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">                     a. 第2加工棟                      ⑦防火区画等の改造                      (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)                 </td> <td rowspan="2">検査7-1</td> <td>材料</td> <td>防火区画に設置する防火シャッタの防火性能を関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火シャッタのスラット板厚さが1.5 mm以上であること。</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>防火シャッタの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火シャッタの形状及び寸法が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">検査7-2</td> <td>外観</td> <td>防火シャッタの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火シャッタに使用上有害な傷及び変形がないこと。</td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>防火シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火シャッタの配置が図ハ-2-1-4-3のとおりであること。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>防火シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火シャッタの員数が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。</td> </tr> <tr> <td>作動</td> <td>防火シャッタが火災報知設備連動自動閉鎖式であることを確認する。(改造)</td> <td>煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、防火シャッタが自動で閉止すること。</td> </tr> <tr> <td>作動</td> <td>防火シャッタの危害防止機構が、正常に作動することを確認する。</td> <td>シャッタ降下時に座板に人が接触した際、即座に降下停止する機構であること。</td> </tr> <tr> <td>検査7-3</td> <td>材料</td> <td>防火区画壁、防火板、防火区画床の材料を関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火区画壁、防火板、防火区画床の材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">検査7-4</td> <td>外観</td> <td>設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。</td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床が火災区域及び火災区画に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-4-2及び図ハ-2-1-4-3のとおりであること。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>防火区画壁、防火板、防火区画床の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)</td> <td>防火区画壁、防火板、防火区画床の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。                  (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。                  (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。                  (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。</p>	検査の項目	検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>	判定基準 <sup>(3)</sup>	a. 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)	検査7-1	材料	防火区画に設置する防火シャッタの防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタのスラット板厚さが1.5 mm以上であること。	寸法	防火シャッタの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの形状及び寸法が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。	検査7-2	外観	防火シャッタの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタに使用上有害な傷及び変形がないこと。	配置	防火シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの配置が図ハ-2-1-4-3のとおりであること。	員数	防火シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの員数が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。	作動	防火シャッタが火災報知設備連動自動閉鎖式であることを確認する。(改造)	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、防火シャッタが自動で閉止すること。	作動	防火シャッタの危害防止機構が、正常に作動することを確認する。	シャッタ降下時に座板に人が接触した際、即座に降下停止する機構であること。	検査7-3	材料	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料を関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。	検査7-4	外観	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	配置	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床が火災区域及び火災区画に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-4-2及び図ハ-2-1-4-3のとおりであること。	員数	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。
検査の項目	検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>	判定基準 <sup>(3)</sup>																																								
a. 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)	検査7-1	材料	防火区画に設置する防火シャッタの防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタのスラット板厚さが1.5 mm以上であること。																																						
		寸法	防火シャッタの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの形状及び寸法が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。																																						
	検査7-2	外観	防火シャッタの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタに使用上有害な傷及び変形がないこと。																																						
		配置	防火シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの配置が図ハ-2-1-4-3のとおりであること。																																						
		員数	防火シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの員数が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。																																						
		作動	防火シャッタが火災報知設備連動自動閉鎖式であることを確認する。(改造)	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、防火シャッタが自動で閉止すること。																																						
		作動	防火シャッタの危害防止機構が、正常に作動することを確認する。	シャッタ降下時に座板に人が接触した際、即座に降下停止する機構であること。																																						
	検査7-3	材料	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料を関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。																																						
	検査7-4	外観	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。																																						
		配置	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床が火災区域及び火災区画に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	火災区域及び火災区画の設定が図ハ-2-1-4-2及び図ハ-2-1-4-3のとおりであること。																																						
		員数	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。																																						